

災害時における避難所運営の手引き

参考資料

災害時における避難所運営の手引き ～新型コロナウイルス感染症への対応編～

本編は、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を行うに当たっての参考として策定しましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから本編については廃止しました。

なお、市町村においては、必要に応じて、今後の避難所の感染対策の検討などにおける参考資料としてください。

令和2年6月

千葉県

目 次

1 平時における対策

(1) 可能な限り多くの避難所の確保	1
(2) 避難所でのスペースの確保等	1
(3) 物資・資材等の確保	1
(4) 避難者の健康管理体制の構築	2
(5) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保	2
(6) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応	3
(7) 住民への周知	4

2 災害時における対応

(1) 住民への周知	5
(2) 避難所における感染症対策	5
(3) 避難者の健康確認・健康管理	5
(4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応	6

3 参考資料 令和2年5月21日付け内閣府等通知に係る参考資料

- 本手引き中、1(6)の自宅療養者については5月下旬の状況に基づく対応を記載した。
なお、今後、状況に変化があった場合には、適宜必要な改訂を行う予定である。

○ 参考資料について
以下の内容中、令和2年5月21日付けで内閣府等から発出された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」から引用した箇所については、「※5月21日付け国通知」と表記した。

1 平時における対策

(1) 可能な限り多くの避難所の確保

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生のおそれがある災害や住民の居住状況等から、指定避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する。

① 指定避難所以外の避難所（以下「臨時の避難所」という。）の確保

- ・発生のおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時の避難所の確保を検討する。

※ 体育館等が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討する。

※ 収容人数の算定に当たっては、家族ごとに2 m程度の距離を確保することに留意する。

- ・臨時の避難所を開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所を開設を図るとともに、地域の実情に応じて、県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用も検討する。
- ・臨時の避難所を開設するに当たっては、臨時の避難所となる施設の管理者のほか、当該地域の自主防災組織等と連携し、事前に必要事項について協議を行う（開設基準や利用できる設備や資機材、避難所運営体制など）。
- ・臨時の避難所を開設する場合を想定し、職員等の具体的な役割分担、開設の手順を確認する。

② 臨時の避難所への支援体制の構築

- ・適切な情報発信、必要な物資・資材の供給等が行える体制を構築する。

(2) 避難所でのスペースの確保等

- ・家族ごとに2 m程度の間隔を確保できるようレイアウトや収容可能な人数について検討し、必要に応じて、パーティションやテントを活用できるよう準備を進める。
- ・発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースを確保する。なお、発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースや専用トイレは、一般の避難者とは、ゾーンや動線を分けること。（参照：1（5））

(3) 物資・資材等の確保

① 物資・資材等の準備及び必要数の把握

- ・物資・資材等の備蓄状況を確認し、臨時の避難所を含めた必要数を把握し、準備する。

また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する（②参照）。

② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

・新型コロナウイルス感染症対策用：

※ 5月21日付け国通知

マスク、アルコール消毒液、体温計、除菌シート、ハンドソープ、家庭用洗剤、次亜塩素酸溶液、ペーパータオル、簡易トイレ(専用スペース用)

使い捨て手袋、ガウン(袖付き)、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド など

・その他資材： パーティション、テント、段ボールベッド、ビニールシート、仮設トイレ など

(4) 避難者の健康管理体制の構築

避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、保健福祉部局及び医療関係者等と事前に検討を行う。

- ① 避難所に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- ② 発熱や咳等の症状がある者への対応について、事前に保健福祉部局と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する(参照：2(4)②)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、事前に管轄の保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行う。
- ④ 手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかけるため、避難所に掲示する案内(ポスター等)を事前に準備する。

(5) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保

- ① 発熱や咳等の症状が出た者及び濃厚接触者のために、それぞれ専用のスペースを確保する。なお、可能な限り、専用スペースは個室とし、専用のトイレを確保すること。

※ 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。 ※ 5月21日付け国通知

※ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。

※ 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレを確保すること。

- ② 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ③ 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート、テント等を準備する。
- ④ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とは、ゾーンや、階段や通路など動線を分けること(専用階段、専用通路の確保が困難な場合は、時間的分離・消毒の工夫を検討し、健康な者との兼用はしないこと)。
- ⑤ 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用の避難所(個室が確保しやすい施設)の開設を検討する。

※ 5月21日付け国通知

（６）自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応

自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者（以下「自宅療養者」という。）への対応については、原則として、県（保健所設置市においては当該市（以下同じ））において、以下の対応を行うものとする。

① 自宅療養者の避難先の確保

新型コロナウイルス感染症については、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在させることは適当でない（令和２年４月７日付け内閣府・消防庁・厚労省事務連絡）とされている。

そこで、保健所は、自宅療養者の避難先として、医療機関又は県（保健所設置市）が軽症者等の宿泊療養のために借り上げた宿泊施設など、避難先の調整を行うものとする。

なお、県は、再度の感染拡大に備え、その他の専用の避難先の確保について検討を進める。

② 自宅療養者に対する呼びかけ

保健所（保健所設置市）は、予め、自宅療養者に対し、災害時にとるべき避難行動について、以下の伝達を行うものとする。

【 伝達内容 】

○自宅が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあるなど、自宅での安全確保ができない場合

（伝達例）

・災害時に避難をする場合は、マスクなどの感染防止対策をした上で、通常の避難所ではなく、自宅療養者の避難先（（６）①の宿泊施設、病院等）に避難してくださいよう、お願いします。

○自宅において安全確保ができる場合

（伝達例）

・自宅での安全確保が可能な場合は、無理に避難をせず、自宅で安全確保の行動をとっていただくようお願いします。

③ 自宅療養者の搬送

災害時に避難が必要となる自宅療養者の避難支援を円滑に行うため、自宅療養者が自力による移動手段を持たない場合などを想定し、保健所は、自宅療養者の自宅から避難先（上記①）への搬送の必要性や搬送方法、連絡体制など、予め、検討を行い、定めておく。

なお、保健所による搬送ができない場合で、搬送に当たり、管内の消防本部などの協力が必要となる場合は、あらかじめ協議を行う。

また、市町村の指定避難所に避難してきた自宅療養者がいた場合に備え、保健所は、予め、当該避難者への対応について市町村と協議しておく。

※ 自宅療養者が避難所に一時的に滞在する場合、他の避難者に分かることが

ないよう、個人情報の取扱いには十分注意すること。

(7) 住民への周知

広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

【広報内容】

○ハザードマップの確認

- ・ハザードマップを確認し、自宅の安全確認や避難の必要性の検討を行うこと、また、避難をする場合は、どこに、どのように避難するか、確認を行うこと。

○在宅避難の検討

- ・安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はないこと。
- ・自宅での安全確保が可能な場合は、無理に避難をせず、自宅で安全確保の行動をとっていただくこと。

○在宅避難者等への支援

- ・在宅や車中など避難所以外での避難生活を送る人についても、避難所において、物資の配布や支援情報の提供などの支援が受けられること。

○避難所以外への避難の検討

- ・避難先は小中学校・公民館だけではなく、安全な親戚・知人宅に避難することも検討いただくこと。

○避難所へ持参するもの

- ・感染防止や健康状態の確認のため、マスク（無い場合はタオルや手ぬぐい）、体温計、アルコール消毒液（無い場合はウェットティッシュ）を可能な限り持参いただくこと。

○発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への呼びかけ

- ・避難所到着時に速やかに避難所運営スタッフに申し出ること。

2 災害時における対応

(1) 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

- ① 住民への周知内容（「1（7）住民への周知」参照）。
- ② 臨時の避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等。

(2) 避難所における感染症対策

- ① 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープやアルコール消毒液で手洗いうする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。

なお、飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。

※ 水が十分に確保できず、手洗いの徹底に支障がある場合は、アルコール消毒液で代用する。

- ② アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ③ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ④ 避難所内は、十分な換気を行うとともに、家族ごとに2 m程度の間隔の確保や、パーティションやテントの活用などにより、避難所内が3密とならないようにする。
※ 換気は定期的に（1時間に2回程度）行う。
- ⑤ 食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をする。
- ⑥ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑦ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは土足で入らない。
- ⑧ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示する（1（4）④）。

(3) 避難者の健康確認・健康管理

- ① 避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行うこと。なお、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

※ 濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者に分からないよう配慮すること。

- ② 健康状態の確認の結果、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いがある者及び濃厚接触者は、専用のスペースに隔離する。

※ 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。 ※ 5月21日付け国通知

- ③ 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

- ④ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。(基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。)

(4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応

- ① 兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。
なお、やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫を行う。
- ② 感染が疑われる症状を発症した場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせ、その処遇について、医師の判断に従う(参照：1(4)②)。
- ③ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該者の処遇は医師の指示に従う。
- ④ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペース等には、隔離したこれら避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専属のスタッフを配置し、一般の避難者とは接触しない体制をとる。
なお、当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- ⑤ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける(参照：1(5)④)。

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確認できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

輕症者等が一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物とする。

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

2F

濃厚接触者専用階段

専用トイレ

濃厚接触者ゾーン

発熱者専用階段

専用トイレ

発熱者等ゾーン

境界線

テープ

保健師や看護師による巡回
炊き出し
一人分ずつ
小分けにして配食

手洗い場
物資保管場所
男性更衣室
女性更衣室
女性トイレ
物資配布場所
避難者スペース
通路の幅は2m以上を確保

情報掲示板
受付
受付
男性トイレ
特設公衆電話

一般の避難者
発熱者等
要配慮者

障がい者
車いす
スペース
高齢者
スペース

通路の幅は2m以上を確保

+ 看護師や保健師
による巡回

着替えスペース
女性用

おもひ 交換	授乳 ス。くー
-----------	------------

男性用

避難者スペース

避難者スペース

障がい者
車いす
スペース

高年齢者

用意するもの

- ・体温計(非接触型)
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

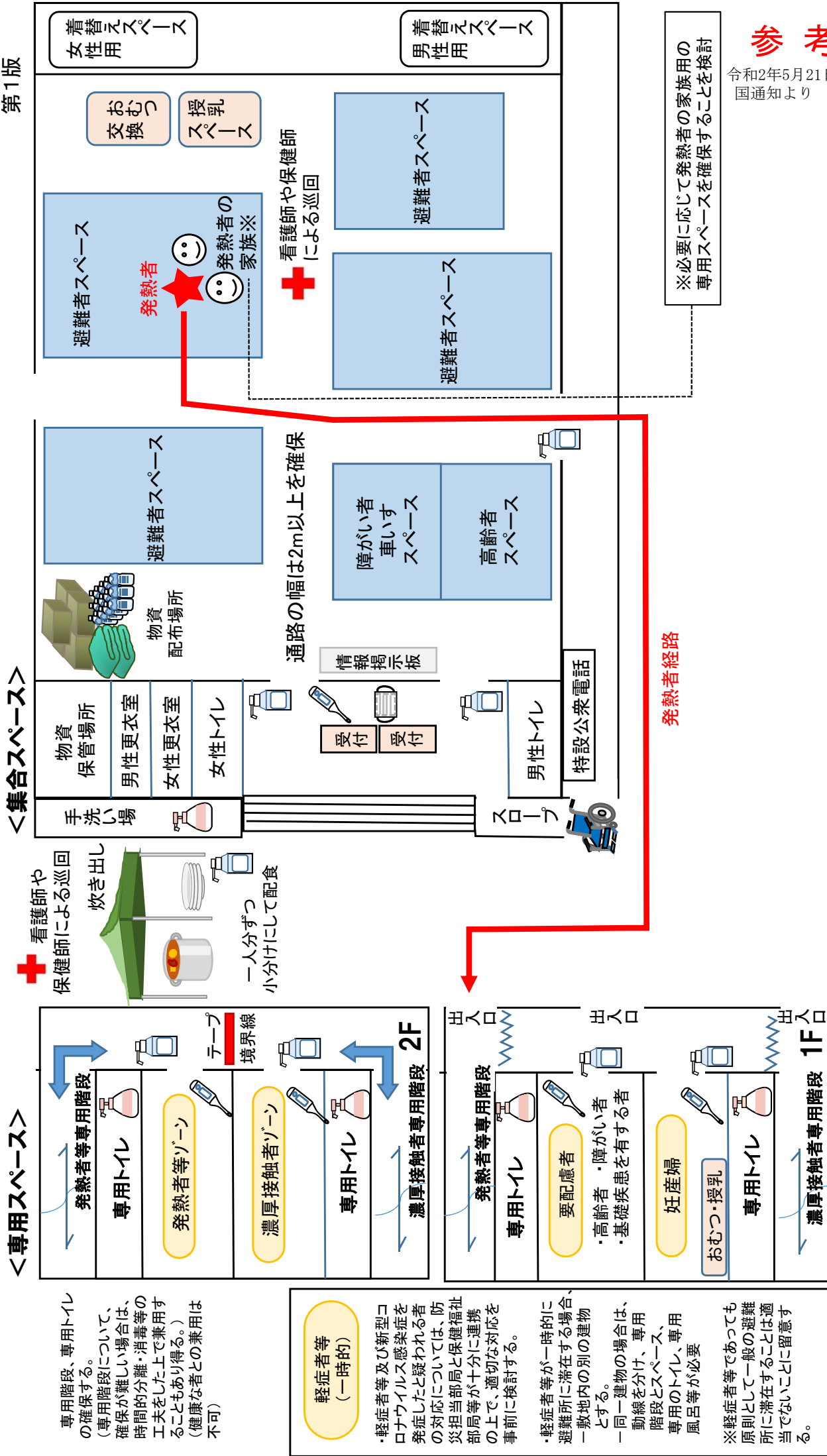
総合受付にて
滞在场所の振り分け

(マスク・体温計持参)

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）＜避難受付以降＞

R2.5.20
第1版



※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

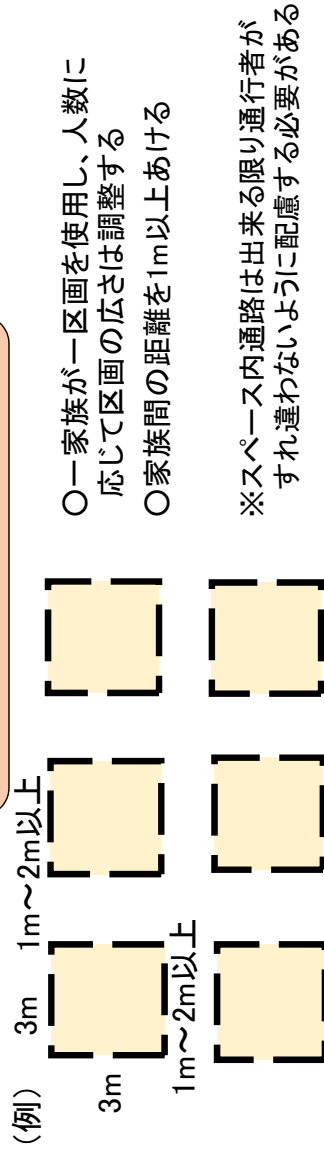
参考

令和2年5月21日付
国通知より

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

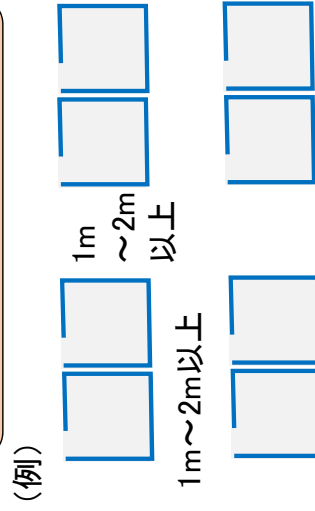


パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



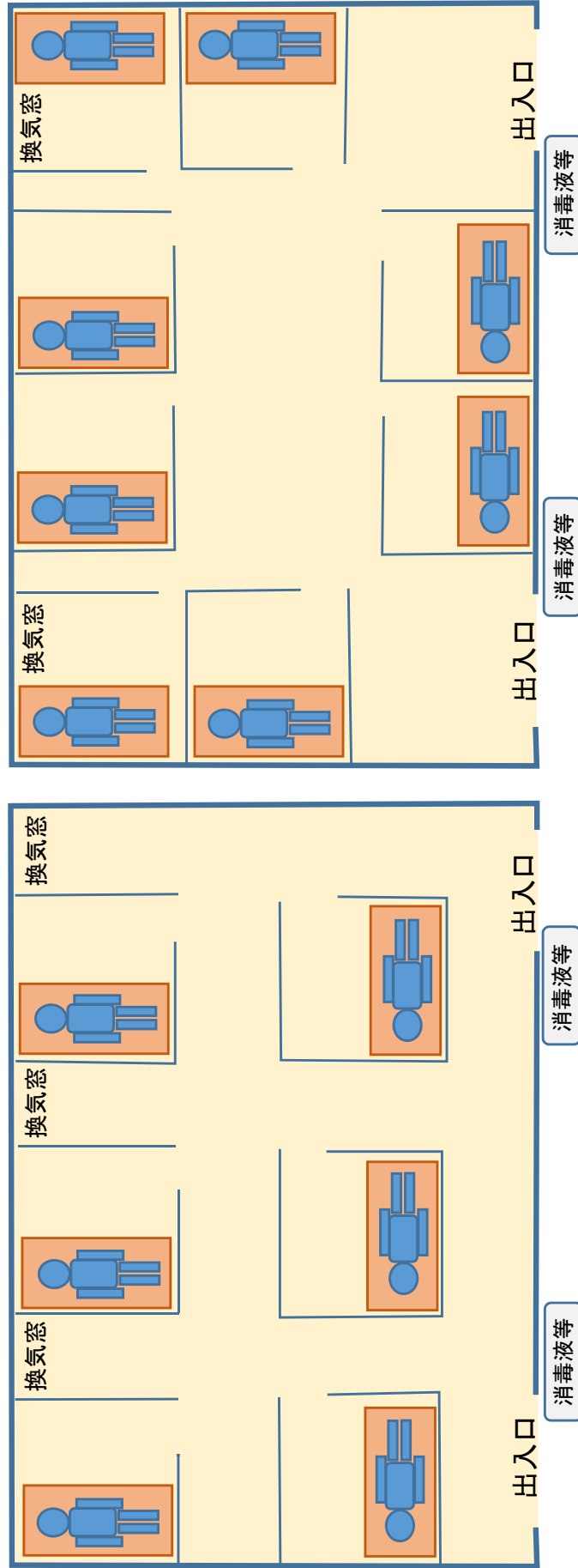
※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

（例）



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。